

みか、露呈しながらも十八世紀初頭に至る迄
 しその差機の様相は、こまごまな対立をはら
 意識の如何に拘らば、後借なく進行した。しか
 は、十五世紀を通じてその渦中には、人々の
 プロイセン、更にドイツ全体を襲った差機

導入——新しい体制の確立
 グーツヘルシャフトの形成とルター主義の

(四)

(This page contains a large grid of empty writing space for notes.)

ヌテンデの自由との対立、こういつた対立が
 十五世紀末には尖鋭化していった。プロイセン
 においても、ラントスヘルとしての騎士修通
 会（この中世的存在）、農村貴族（希場生産
 を行ないつつあり農村領主）、十三、四世紀
 の自由を維持せんとする都市、十三、四世紀
 の自由が失われつつあることを身をもつて
 体験しつつあった農民層、こゝろの向の緊張
 関係が鋭くなりつつも決定は下されぬ状態
 が十五世紀末迄続いた。しかし、十五世紀末

決着はつけられず、私達はその状態をハイン
 ペルと共に *Unentschiedenheit* 又は *Entscheidungslos-*
igkeit と特徴づけた。ドイツ全体を問題にす
 るならば、ライヒはとうにその力を失なつて
 いたにも拘らず、まだ理念として生きのびて
 いたし、*Staat* もまだ確立してはいなかつた。
 ヴィンテルスバッハとハプスブルグの対立、
 ランデスヘルと帝国都市との対立、モナルヒ
 ーとアイヌンク、皇帝絶対思想とシュテンデ
 連邦思想、諸侯のカムマーグートとラント
 ①

原因と結果は交錯してゐる。ドイツ本国にお
 いてルター主義が皇帝やハプスブルグのハウ
 スマハトに對して領邦國家成立の支えになつ
 たように、プロイセンにおいてもグーツヘル
 はルター派の改革してシユツテの自由を得
 た。だがヘルダーが述べてゐるように、ヨ
 ロブパにおいて最も早くプロテスタントラン
 トになつたプロイセンの宗教改革は極めて急
 速に進行したので、特に注目には値する。その
 イニシアティブをとつたのはドイツ騎士修通

から十五世紀初頭にかけてプロイセンでもド
 イツ全体でも事能くは急速に進行した。そして
 その結果、ドイツにおいては *Humanismus* が勝
 者となり、プロイセンにおいてはその縮刷版
 であるところのグーツヘルの支配が確立した。
 何故十五世紀末から十六世紀初頭にかけて事
 態が急速に決着をみた *outspoken* のか、とい
 う向に答えることは難し。しかしルターの
 惹き起した嵐 *Sturm* がそれに決定的な役割を
 果たしたことは明らかである。② ここにおいても

の時として特徴づけてゐる。③ 覚醒という *Her-
 aufwachung*
 の歴史とを追体験してみたい。これらの全体
 を含めて十五世紀末から十八世紀初頭にか
 けるドイツを、ハインペルは覚醒 *Aufwachung*
 の成立を叙述し、最後に農民の抵抗と没落
 貴族の抬頭と関連させつつグーツヘルシヤ
 修通会の終末を扱ひ、更に前章で述べた農村
 通してプロイセンをやぐる政治的情勢と騎士
 がかさねるわけだが、まずアルプレヒト・フ
 ンテンブルグ・アンスタットの改宗を
 通してプロイセンをやぐる政治的情勢と騎士

合最後の総長・アルプレヒト・フ
 ンテンブルグ・アンスタットであるが、彼
 の生涯と改宗の動機を探つてみると、言うま
 どもなく、単に純粋な宗教的ドグマの問題と
 いうよりはむしろ級の人肉存在のすべてにか
 かわり動機があつたことが解る。従つて原因
 は宗教的・政治的・人肉的存在から考察さ
 れなければならぬ。しかし本稿でそのすべ
 てを扱うわけにはゆかない。十八世紀前半か
 ら後半にかけて、私達は本稿のフイナリシ
 には

都
 市
 の
 革
 命
 運
 動
 な
 ど
 を
 究
 極
 的
 に
 説
 明
 し
 て
 い
 る
 と
 考
 え
 て
 い
 る
 の
 で
 あ
 る
 。
 私
 達
 も
 ま
 ず
 ア
 ル
 プ
 レ
 ヒ
 ト
 の
 改
 宗
 に
 お
 け
 る
 Enttandung
 の
 問
 題
 か
 ら
 そ
 の
 内
 味
 に
 入
 っ
 て
 中
 き
 た
 い
 。

ア
 ル
 プ
 レ
 ヒ
 ト^④
 は
 一
 四
 九
 〇
 年
 に
 フ
 ラ
 ン
 ケ
 ン
 の
 マ
 ル
 ク
 グ
 ラ
 ー
 フ
 シ
 ャ
 フ
 ト
 ・
 ア
 ン
 ス
 バ
 ツ
 ハ
 で
 ツ
 オ
 レ
 ル
 ン
 家
 の
 十
 八
 人
 の
 子
 供
 の
 九
 番
 目
 と
 し
 て
 生
 れ
 母
 は
 ポ
 ー
 ラ
 ン
 ド
 王
 カ
 シ
 ミ
 ー
 ル
 四
 世
 の
 娘
 で

あ
 っ
 た
 。
 ツ
 オ
 レ
 ル
 ン
 家
 は
 十
 二
 世
 紀
 以
 来
 フ
 ラ
 ン
 ケ
 ン
 の
 ア
 ン
 ス
 バ
 ツ
 ハ
 と
 バ
 イ
 ロ
 イ
 ト
 に
 ヘ
 ル
 シ
 ャ
 フ
 ト
 を
 確
 立
 し
 、
 帝
 国
 諸
 侯
 と
 な
 り
 、
 十
 五
 世
 紀
 に
 は
 ブ
 ラ
 ン
 デ
 ン
 ブ
 ル
 グ
 を
 含
 む
 大
 ハ
 ウ
 ス
 マ
 ハ
 ト
 を
 形
 成
 し
 て
 い
 た
 。
 当
 時
 の
 諸
 侯
 の
 御
 多
 分
 に
 も
 れ
 ず
 、
 こ
 の
 家
 も
 経
 済
 的
 に
 苦
 し
 く
 、
 後
 継
 ぎ
 と
 な
 る
 可
 い
 息
 子
 達
 の
 将
 来
 の
 基
 礎
 を
 作
 る
 厚
 い
 父
 親
 は
 苦
 勞
 し
 て
 い
 た
 。
 ア
 ル
 プ
 レ
 ヒ
 ト
 が
 若
 く
 し
 て
 ケ
 ル
 ン
 ヤ
 ヴ
 ュ
 ム
 ツ
 ブ
 ル
 グ
 で
 聖
 堂
 参
 事
 会
 員
 を
 経
 験
 し
 た
 の
 も
 当
 時
 の
 通
 例
 に
 従
 っ
 て
 貴
 族
 教
 会
 で
 フ
 リ
 ユ
 ン
 テ
 ー
 の

たのは父や兄であり、彼はただ承諾しただけ
 だ。アルブレヒトは身分相応な職として
 騎士修通会総長を考へていただけ、プロイ
 センの伝統や状況は全く知ってゐなかつたの
 である。

若冠セーエの青年を総長として迎へるとい
 うことは騎士修通会としては例のないことで
 あり。元来総長選挙は合憲で定めてあり、痛り
 経験豊かな会士のうち特に信望のある者が選
 ばれ、生れや地位その他には何の肉縁もなく

寺祿)を得せよ、という父親の配慮による
 ものであつた。宗教改革前夜のドイツ諸侯の
 生活は無節度で氣狂ひじみたという。し
 かしアルブレヒトは参事会員としての生活を
 通してこの風にはあまり染まらず、すでにこ
 の頃かう倫理や文化に関心を向けていたらし
 い。一五一一年にドイツ騎士修通会に入つた
 が、それも本来はフリーウンズを得るという目
 的かうであつた。いづれは総長になるという
 了解のもとに入会したのだが、その工作をし

教多くの寄進所領を持ち、それらが総合的に
 今ドイツ騎士修通会として総長のもとに把
 握され得たといふことは、一つの統一的世界、
 統一的心情を背景にしなければ考えられな
 いうである。しかし十字軍という心情の嵐が
 過ぎ、十五・六世紀に入ると生み残された各
 所領は折がらの国民国家の抬頭、ドイツでは
 ラント形成の気運に乗ってゆかねばならず、
 それぞれ独自の道を歩みはじめた。特にプロ
 イセンにおけるドイツ騎士修通会の国家は一

選出された子の在帝としていた。しかしこのよ
 うにして選出された政治的背景をもたない総
 長が地中海からバルト海迄散在する大所領を
 統治し得たわけには、まだ皇帝権・教皇権が
 健在であつた中世的世界の存続を必要として
 いたのである。かつてドイツ騎士修通会の全
 所領は、それだけである時突におけるヨロ
 ッパ中世世界の統一を具現化したものであつ
 たと言へる。何故なら、地中海からバルト海
 までそれぞれ歴史的背景を異にした地域に、

四一〇年、一四一五年の二度の大戦でライヒ
 との直接の連絡を失ない、南にはポシランド、
 北にはスカンデナヴィア諸国、リタウエ等
 がバルト海への進出を窺つていた。そのうえ
 前章で述べたように実質的にはおつてニ大支
 柱であつた皇帝権、教皇権は北東ドイツには
 何の助けも与え得ず、ドイツ騎士修道会国家
 というこの中世的存在は、南北がうの国々回
 家抬頭のさなかにあつて、自らの存続の道を
 探し求めねばならなかつた。修道会は当然ラ

イヒとの絆を矢うまいとしていたから、ドイ
 ツ本国の有かな家柄であるツオレルン家のア
 ルブレヒトが選ばれたのは、ころした歴史の
 流れのしかうしむるところであつた、と言へる。
 かゝつては無名の令士から総長を選んできたが、
 その伝統を絶ち切つて、自ら修道会国家の命
 運をハウスマハトポリテ、クのうちには探し
 求めようとした修道会者聯部の政策のうちには、
 私達は近づきつつあり中世の終末と *Stagnation*
 の萌芽を讀みとることが出来よう。アルブレ

ヒトも総長となつた以上、古くからの修通会
 の伝統的政策を無視することは出来なかつた。
 彼に課せられた使命は、対ポーランド条約（一
 四八五年）を改定し、同所領を回復すること
 であつたが、その厚にまず皇帝マクシミリア
 ンと教皇に援助を求めた。しかしカトリック
 の強国ポーランドを敵としていた厚、教皇の
 援助は得子べくもなく、マクシミリアンもブ
 ルグンド問題に没頭していった。カール五世も
 プロイセンを犠牲にしてポーランドと条約を

ヒトが選ばれた理由には、彼の母がポーラン
 ド王の娘であつたことも作用していた。修通
 会の当面の敵がポーランドだつたのである。
 こうしてすべての現象が個性化の時代へ、
 即ち近代へと進みつつあつたとき、若きアル
 プレヒトはまさに中世的な修通会の総長とな
 り、その存続の厚に全努力を傾けなければな
 らなくなつた。もとより現実の力関係が変つ
 たといふことと、人々の頭の切り換えが出来
 たといふこととは別の問題である。アルプレ

領一バライにも援助を求めた。この頃の修
 通会は旧来の姿は残していても、実質的には
 変った。従来の伝統的政策とは違った。アルブレ
 ヒトの同盟政策は、また漂った。新しい理念
 や習慣を利用しつつ新しいラントを形成する
 ことに向けられたのである。一五二〇年に再
 度始まったポーランドとの戦は一四一〇年か
 ら続いていた。あちこちの封建的結束を
 つけた。プロイセンはかつてない程疲弊し、
 修通会の統治は弛み、士着貴族層は着々とそ

結んだ。こうして旧来の支柱を失った修通
 会に残されたものはドイツの他の諸侯、
 特にアンスタットのサクセン、ブラウンシュ
 ルグ、場合によつては異教徒のトルコやロシ
 アと条約を結ぶことだけであった。事実一五
 一七年に彼はポーランドへの同時攻撃をモス
 クワで約してゐる。騎士修通会成立の理念か
 ら考えれば説明のつかないこの事態も、一フ
 のラントとしてのプロイセンを考へれば当然
 であらう。彼は更にライヒ内の騎士修通会所

ランド戦への援助を求めようとした。しかし
 ここではアルプスヒトにとつてもプロイセン
 にとつても何の希望も見出されなかつた。こ
 の時彼は市のパトリックアートの家に滞在し
 市参事会員ピルツクハイマーとシユペングラ
 ーの影響のもとにルターの教義に接したので
 ある。当時ニユルンベルク市は一五二〇年
 のルターの教義に元氣づけられ、ウオルムス
 のライヒスアハトが改革者に及ぶことを妨げ
 ており、ライヒスアハトをめぐり争

の地歩を拡大していった。一時的な休戦が終ば
 れると彼は直ちにドイツへ帰り、東奔西走し
 て援助を求めた。ブランデンブルグやアンス
 バツハハは温い同情を得ることは出来たが、皇
 帝も他の諸侯も対ポーランド戦に援助出来ず
 程の余裕はなく、又それだけの視野もなかつ
 た。統一ドイツが存在していないう以上、ドイ
 ツ東部の脅威にも関心がなかつたのである。
 一五二三年二月中旬にアルプスヒトはニユ
 ルンベルクの帝国議会に出席して、対ポー

フオクラーと交渉があつたこともいよいよ
 ターへの道を近くしていった。こうしてあてに
 一五二二年十月にはアルプレヒトのことがラ
 イツフェルツのルターの頁にも入つていた。
 er soll vom Evangelium nicht ablassen. アルプレ
 ヒトは一五二三年の帝国議会の決議を自己流
 に解釈して、修道会の会憲をサクセン選帝侯
 の許に送り、ルターの修正を受けようとした。
 この考えはすでに一五二一年に彼のラートの
 一人、ゲートリック・フコフ・シェーンベ

リが後に行き、内にも、市の宗教改革を遂行
 していった。特にこの市には若きアンドレアス
 ・オジアンガが勲弁をふるつて聴衆を魅了
 していった。多感なアルプレヒトもオジアンガ
 への傾倒し、ルターとはかなり異なる級の教
 育に染まり、後にプロイセンへ招くきっかけ
 がこうして作られた。かねてからアルプレヒ
 トはルター派に属するハンベurgのカンツラ
 ー・ヨハン・フォン・シュヴァルツェンブル
 グ・アンスバツハのカンツラー・ゲオルグ・

ルクが提案したもので、それがここに実現さ
 せることになつたのである。皇帝と教皇から
 見捨てられ、同盟政策にも失敗したアルプレ
 ヒトとドイツ騎士修道会はかつて自らの存立
 の基盤であつたこれらの権威を失つてしまつ
 た。今や自らの足で立たねばならぬ時が来
 っていた。しかし、十五世紀初頭のドイツにお
 いてはすべてが宗教の外衣をまとつてあらわ
 せられていた。おかう自らの足で立つ、即ちラン
 トとしてこの独立と自由を貫徹することは、ル

ターの教義を通して聖書を新しい権威として
 受け容れられたことにほかならなかつたのである。
 一五二三年三月廿八日、ルターはアルプレヒ
 トの改宗を進めようとして手紙を送つた。一
 | 誤小字純潔を避け、正しき、尊敬すべき純
 潔を選べ——下段このとき、ルターの評に彼
 の妻となるべき修道女カタリナ・フオン・
 ボーラが逃れて来ていたのであった。ドイツ
 騎士修道会は乞食僧団のようになつた。必要なら
 質を確保する厚に修道院に依存してゐないか

ら、自由に世俗化し得る。従ってその財を
 士の間で分割し、金士らウントザッセ、アム
 トロイテ又はその他の段に立つ人内になり得
 る。ところがこの修通会の長所なのだ、とルター
 は述べている。これは通ちには修通会の解体を
 意味し、句論ルター自身は意識してゐる。に
 せよ、すでに前章で見えたように十五世紀
 後半から始まる修通会の官僚コムトルの
 在地化といふ現象を宗教改革者の言葉で理論
 づけられたものにほかならぬ。更にルターは修

通会士に純潔の意味を教へ、金士の私慾に
 11 とも述べている。"Ach ja daß Euch Gott ehre, liebe

Juncken, darvorne ein rechttes, daß man Euch die Ehre Gottes und
 ihes Gott sitzen liebe und spräche: es wäre drum recht und zu tun,
 daß Ehrn zu liebest. Wo aber Gott adum geböte und wir ihn sel-
 bst erkennest öffentliche haben wilt, so wilt es doch nicht recht,
 noch zu tun sei; Euer Rat und Wille häme dann auch dazu. Was hat
 euch die Macht gegeben, Gottes Wort zu ändern und aufzuheben und
 andere einzusetzen? -- Darum welcher Geirlicher will ehelich ver-
 den, der soll Gottes Wort für sich nehmen, darvort sich abang ver-

ンでも脱会者が激増して来たが、それに対し
 てアルプレヒトは教皇に脱会者への処罰を要
 おして来る。またアルプレヒトは述べていた
 のである。しかし一五二五年三月になつてカ
 ール五世がフランスに大勝し、ハプスブルグ
 の勢力が強まると、フランスに事態は急変した。ホー
 ランドのジギスムントはハプスブルグに抵抗
 する厚にプロイセンを利用しようとした。マ
 ドリツドのホーフは親ルターの的であつた。う
 フランスに友好的なアルプレヒトは嫌われて

Leuen und in dazellen Namen sein, unangesehen ob Concilia ver-
ken oder komnd kommen. ⑤

一五二三十一月、アルプレヒトはグイッ
 テンベルクにルターとメランヒトンを訪ね、
 プロイセンの騎士修通会國家を世俗公團にす
 る案について話し合つた。ルターは聖界、俗
 界の裁判権、教皇の修通会への権利などを否
 定して来たので、極力それをすすめて来たがアル
 プレヒトはまだ決心がつかぬで来た。すでに
 はこの頃にはライヒ田の修通会でもプロイセ

のルター派への回宗はさかさまと平行して行なわ
 れた。フォルストロイターが述べているよう
 に、プロイセンでもドイツの他のラントと同
 様、宗教改革は高度に政治的な現象なのであ
 る。ポポーランド同盟を結成する厚にドイツ
 の諸侯と結ぶことは一四九八年にサクセン侯
 フリードリッヒを総長に迎えた時以来皇帝と
 教皇かうの支持を失なうた修道会の政策とな
 った。したがって一五二五年に修道会がルター派
 世俗化国となつたことはその当然の帰結なの

いたので、アルブレヒトと和を講ずることに
 よつてハプスブルグに対抗しようとしたので
 ある。こうした政治情勢の急変と共にプロイ
 センとポーランドの講和が成立し、長年にわ
 たり西国の対立は終止符が打たれた。という
 のはウラカウ条約によつてアルブレヒトはジ
 ギスムントの封としてプロイセンを受け、ポ
 ーランドがプロイセン公国のレーイェンスヘル
 になつたからである。こうして長年の念願で
 あつた平和が回復された。したがってプロイセン公国

てあつた。皇帝と教皇という中世の権威から
 の覚醒 *Entwischung* こそ、アルブレヒトをし
 て聖書という新しい権威へ導いた原因であつ
 たといふよう。

こうしてプロイセンの宗教改革には、ラン
 トとしての一体性を守り、ホーヘンツォレル
 ン家のハウスマハトの一環に組み入れるとい
 う対外政治上の要求が在したがに大きく作用し
 ていた。しかしそれだけでは一五二五年の宗
 教改革と以後の社会体制の変化との関連を説

明してはならない。何故ならドイツのラン
 ンには新教に改宗した後も社会体制その他
 があまり変わらなかつた地牙があるからであ
 り。マクデブルグの司教は改宗後も司教と名乗
 っていたし、エトレヒトのドイツ騎士修通会
 所領は十七世紀に新教に改宗してかうも、旧
 修通会の制度をそのまま残していった。⑥プロイ
 センにおいてルター派の浸透を容易ならしめ、
 アルブレヒトをして改宗の決断を付けさせた
 ものは、対外政治上の諸条件ばかりでなく、

国内において前世紀中葉から進行しつつあった社会構造の変化がまさに十八世紀前半に最終的段階を迎えた、という事情があったからなのである。言うまでもなく、宗教上の諸潮流が一五二五年に社会の変革をもたらしたのとはなり。新しい宗教の流れは、騎士修通会や総長アルプレヒトが望めば、ランデスヘルツォーグに反対すれば、抑えることが出来るものであった。ここには二つの可能性が開かれており、アルプレヒトは最後に進んでいったのである。

る。しかし十五世紀中葉から進行していった社会構造の変化は、ある意味ではアルプレヒトの決断を要請していったともいえる。すでに前章で述べたように、十五世紀初頭以来政治的・経済的・更に理念的にもドイツ騎士修通会はランデスヘルツォーグの存続の基盤を失なっていた。その代りにプロイセンでマハトを形成しつつあったのがシュテューテン、特に農村領主を中心とするランクトシュテューテン勢力であった。特に一五二五年に世俗公国に移ってからは、

へたように対外政治上の要請でありと同時に
 ルツォイック・アルブレヒトの改宗はすでに述
 因の問題に入つて中かなければならぬ。
 ンテ、特に農村領主がルター派を受入れた原
 のである。ここにはおいて私達はラントビエテ
 宗教改革の遂行は利益になる。と考へられた
 十分は可能であつた。しかし、両者にとつて
 宗教改革の遂行は利益になる。と考へられた
 である。ここにはおいて私達はラントビエテ
 ンテ、特に農村領主がルター派を受入れた原
 因の問題に入つて中かなければならぬ。
 ルツォイック・アルブレヒトの改宗はすでに述
 へたように対外政治上の要請でありと同時に

ヘルツォイクの正当性 *Legitimität* は何世紀も
 の伝統をもつ修通(継承)確固たるものではなく、
 むしろ十五世紀初頭から一世紀の伝統を持つ
 シュテンツェンこそ一つの確たる伝統をもつマハ
 トであつた。だからヘルツォイクもシュテン
 テの承認によつてはじめて正当な *legitim* 存在
 としたるのである。一五二五年に起つた社会
 運動即ち、農民と市民の蜂起はその芽のうち
 に抑えられ、その経過のうちにはヘルツォイク
 とシュテンツェンの同盟・結束がなされた。同様

十五世紀以後農村領主層が抬頭し、農村に
 おける社会秩序が大幅に変貌しつつあったこ
 とは前章で触れたが、十六世紀に入るとこの
 内題は社会经济史学で言うカグーツヘルシヤ
 フトの形成と直接に絡み合つて出てくる。
 ところで、序章で述べたようにカグーツヘルシ
 ヤフトとこの概念は極めて互に概念で、学説
 史を遡れば十九世紀の国定経済学における概
 念構成の意味に因する内題となるが、ここで
 は一般に学界の常識となつてゐるマイバウム

シュテンターの要請でもあつた。何故なら、十
 八世紀前半において私達はもはやかつてのド
 イツ騎士修通会のようにラントザツセとは異
 質の教権的支配としてのヘルツォークトウム
 を考へることほ出来ず、ヘルツォークは多く
 の特権を失ひ、農村領主とは復然にほとん
 ど同一のヘルシヤフトを構成し、
primus inter pares となつてゐたかうである。

ーツヘルシヤフトはグルントヘルシヤフトと
 は農民の法的地位においても経済形態におい
 ても本質的に異なつていた。農業生産の重要
 はグーツヘル自身によるにせよ、マイエル・
 ペヒターによるにせよ、ヘルシヤフトリッヒ
 大経営に移つていった。しかしこうはいつ
 てもグーツヘルの自己経営が絶対的に大きく
 なつたといふことではなからぬ。本質的なこと
 は自己経営がホーフに属して、農民の賦役は
 よつて大規模に市場生産を行なうといふ点で

ターザツセかう様々の法的名目で給付された
 負担で満足していった。従つてグルントヘルと
 農民との関係はその本質からして私法的なも
 のであり、いくらかの義務の引受けに對して
 土地を貸与することに基いていった。空向的
 は封建的である必要はなく、分散所領が普通
 であつた。グルントヘルが自己経営をしな
 どうかはグルントヘルシヤフトの本質に對し
 ては何の役割も果たしてゐなかつた。……
 十世紀後半にメクレンブルグで成立したグ

あり、農民はかくしてヘレンホーフと有機的
 に結びつき、結局は労役の増大と隷属度の増
 大によつてホーフの単なる附屬物になつてし
 まうのである。グーツヘルは農民からグルン
 トヘルとしての負担を徴収してはいたが、こ
 れは拡大工業のインテンシヴになつた自己経
 営の收穫と比べれば、彼の経営では決定的な
 ものではなかつた。しかしそれは彼の農民の
 安価な労力によつて可能となつた。ヒンタ
 ーザツセの労役を強化する厚の法的手段がグ

ーツヘルにそのオプリティカイトリツヒな地位
 を与えてゐる。そしてそれはグーツヘルが農
 民に對して行使してゐる裁判・世襲支配権に
 基いてゐるものである。この裁判支配によつ
 て根本的には不定量の賦役を *Gerichtsuntertan*
 から要求する根拠が与えらる。又世襲支配
 権に基いて移動の自由を制限し、ウンタータ
 ンを完全に土地に緊縛することになる。従つ
 て法的側面からみれば、グーツヘルシャフト
 は土地領主・裁判領主・世襲領主が同一人に

のうちにその転換が考えられる。だが、
 私がオーストリア地方における集落単位の史
 料集成を行なつた結果ではその行程単純ではな
 い。
 すでに述べたように十三・四世紀における
 集落の形態はアムトドルフ・私領主のドルフ
 (ヘニホにフイとは詳細は不明)・グートと三
 種類に分けられるが、十五世紀前半になるとこ
 のうちグートが形を変え、かなり緊密なまと
 まりをもつクルム法村落になるものと、元の

集中したものと、いうことが出来る。この混合
 によつてグルトヘルシヤフトとは反対に、
 空間的に封鎖的な *realer territorialer Heroldsgesellschaft*
 が成立し、そこにはグートヘルがオプ
 リヒカイトで、その住みが彼の *Privatuntertan* と
 なる。↓ マイバウムによるこの説明のうち、
 まず内題となるのは、グルトヘルシヤフト
 からグートヘルシヤフトへの転換というシ
 ーマに肉してである。集落のあり方からみれば、
 空間的な分散所領が一田所領になる過程

の場合はメクレンブルグを扱つていりしべ
 を認めてもよいだろう。もつともマイバウム
 はマイバウム等の言うグルントヘルシャフト
 この奥だけを修正すればその他の奥にっいて
 フトであつて空間的散在という証據はない。
 単位のグートの場合は地域単位のヘルシャ
 フトを認めることすれば、ドルフの場合は集落
 から十三、四世紀においてグルントヘルシャ
 細分されていりる場合はほとんどなかつた。だ
 しいる場合も多い。しかし一集落の所有関係が
 細分されていりる場合はほとんどなかつた。だ
 から十三、四世紀においてグルントヘルシャ
 フトを認めることすれば、ドルフの場合は集落
 単位のグートの場合は地域単位のヘルシャ
 フトであつて空間的散在という証據はない。
 この奥だけを修正すればその他の奥にっいて
 はマイバウム等の言うグルントヘルシャフト
 を認めてもよいだろう。もつともマイバウム
 の場合はメクレンブルグを扱つていりしべ

ままアインツェルホーフェの散在という状態が
 続いた。いりるものとはなる。しかし十五世紀前
 中は、はアムトドルフやグートの状態を維持し
 ていりるものは、勿論のこと、ドルフにもクルム
 法村落にも集落内には複数の領主の存在を示し
 ていりるものがほとんどなり。これは前章で指摘
 した通りである。一人の騎士が数ヶ村を所有
 するといふ例は十三世紀にはありし。十五世
 紀前半においてもかなり認められる現象であ
 り、勿論それらがかなり離れた地に散在して

から、以下やや詳しくその過程を観察しよう。
 前章で観察してきたような高級裁判権をも
 つ貴族所領の激増と合割所領の成立との二つ
 の傾向は、そのままでは村落経営において安
 定した秩序をもたらすわけではな^らない。この二
 つの傾向は十^六世紀初頭に多数の分散所領の
 一手への集中という形で合流した。話の筋道
 をはつきりさせる厚に、数多くある例のうち
 で、前章で扱ったマツ^ツ・フイ^{ンク}の所領を
 みることにする。十五世紀にフイ^{ンク}家の所

領となつていたところは十^六世紀にはアルプ
 レヒト・フイ^{ンク}の所領となつてい^る。アル
 プレヒト・フイ^{ンク}はホーヘンシュ^ツ・タイ^ンの
 オステ^ロ・デー^テの隣りのラントリヒターであ
 ると同時にラントラーターの地位にあった。一
 五^{四〇}年にプロ^ン・イ^{セン}を全土を対象として行な
 われた調査によると、アルプレヒト・フイ^ン
 クがこの年の前後に所領をもつてい^ることが
 明らかである。オステ^ロ・デー^テ全体で十七ヶ所
 となつてい^る。各々の名をあげれば、
 Haulen,

Faulen, Hyman, Schilman, Seewald, Tammenberg, Willen,
 Frögenan, Preußen, Stephanswale, Kerstein, Rhein, Haarenberg,
 Steinleib, Dreißigkufen, Berelcke, Nachtsall である。一
 五五五年の文書によると、フイック家は全体
 で一ニ〇フエを所有してゐたことになつ
 てゐる。⑩ これらの集落の在り方を個別的に見
 る厚に、一五四〇年と一五七九年の調査を入
 り所¹²にフエ村家とせよみよ。

(ii) Faulen ⑪ この集落には一五七九年の記録
 が残つてゐるが、それによつて自由民は

(後述) とフイック家の間で通獲に因し
 て争ひがあつたらし。この頃、全体で
 四エフエあり、フイック家が二入フ
 エフエ、自由民が一入フエをもつて
 いる。この二入フエの内容が不明な
 ので直管地なのか、フイックをグルント
 ヘルとする農民保有地なのか確かではな
 いが、一五七九年の記録によつてある推
 定がなり立つ。この年に当集落は全体で
 エルフエ、そのうち一三フエは

は教会のホーフがなくなつてゐるので
 宗教改革！このことも考慮しなれば
 ならぬ。幸なことに一六〇九年には
 自由民からフ²ルストにあるた訴状が残
 されてゐる。彼等は一三二一年の一四〇
 〇フ¹フ²に因り子ハンドフ²ステを引
 用して、負納の支払いを拒否し、フイン
 クの暴力行爲を訴えてゐる。それによ
 り自由民達は労役の際にフインク家の村
 長によつて犬のようには足蹴にすべ
 ば

直營地、二四、五フ¹フ²は廢棄、村長
 が四フ¹フ²、農民が各一四、一、二、
 六、二、五、一、フ¹フ²、他にフルト
 ナ、一、八、名が居る。およそ直營地は
 分だけ集落のフ¹フ²数が増加してゐる。
 とするところ、一五、七、年時の二八、
 一、フ¹フ²はフインクをグルントへルと
 する農民は
 有地であつたと見做してよいだろう。
 直營地の一三、フ¹フ²がどこから来たのか
 は明らかでないが、あつては一五、七、
 年に

(14) Tammenberg. ⑮
 ルトナ一五名がフインクに属してゐる。
 この集落は一六〇〇年迄文書を残してゐ
 りが、この年に *Scharwenkendorf* となつて
 おり、全体で入のフーフエ(教会)四、
 村長二四、農民二四八、フェルストの直
 管地二九、一三、(廢棄)のうち實際
 上は二五フーフエが直管地となつてお
 り、その厚に農民は所有してゐるフーフ
 からの負担その他を払わねばならず、こ

ド城を建設し、これは当時としては異例
 な位立派なものであつた。たとエルビ
 の者は言つてゐる。この集落は一五七
 九年に三〇フーフエあり、フインクが二
 一、五フーフエを直管地とし、三フーフ
 二は廢棄、直管地では農民二名とゲルト
 ナ一、二名が房役を行つてゐる。とす
 ると直管地以外には五、五フーフエしか
 なく、これも農民数の減少からみて、費
 型的な団地込みと言ふよう。

フエリ 麩葉、クリエーガー、一・五フ
 フエリ 残りの三四フエでは村長ニ
 フーフエ、クリエーガー、一・五、ゲル
 トナ、七名、牧人一名となつてゐる。
 (14) *Stafenuvalde*. 一五四〇年にこの集落の領主
 はフインクとパウル・ナーゼの二名で、
 農民一四名、粉ひき一名、鍛冶屋一名、
 ゲルトナ、二名、牧人一名がゐる。一五
 七七年の記録では全体で四四フエの
 うち直營地一・二・五、教会二、農民

の奥をめぐつてフインクと争つてゐる。
 (15) *Mühlten*. ここでは一四七〇年にすでに
 インク家が湖での漁獲権を得てゐるが、
 その後湖や土地をめぐつて同家と他の領
 主との争ひの文書が続く。一五七九年の
 記録では全体で五〇フエのうちフイ
 ンクが五フエを直營地、ニツキが一
 〇フエを直營地（但しそのうち一・
 五フエのみを手作り）でゐるだけで、
 農民四名が各ニフエを持つてゐる。

記録によるとこの集落には全体で入ロフ
 1フエあり、フインク110、村長113、
 農民1ニ・五Xニ、ニ教会フ1フ²Xニ、
 三・五Xニ、ニX一六、三X七、一・五、
 ゲルトナ11八名)となつてゐる。このう
 ちの教会ニフ1フ²にフ117は更に史料
 がある。それは十世紀中葉のラインと
 デーリングゲンの *Kirchenregister* の訴状であるが
 それによつてフインクは一五五〇年以前
 にはラインの教会を破壊し、そこは農民の

一・五X五、ニX一三)とあり、一五
 八四年にも領主は二名となつてゐる。
 (VII) Rhein. 一五四〇年にこの集落の領主はフ
 インクとゲオルグ・フオン・グラントン
 の二名、一五七〇年にオステロイテ希の
 裁判で、あり証人はフインクが自由民の
 土地を買い上げ、交換その他のたくらみに
 よつて多くのフ1フエを一年に集中し、
 自由民は今やフインクのウンタータシに
 なりつつありと証言した。一五七七年度の

り。こわらは皆個々の集落に道管地をもつグ
 ガオステロイデでは目柱^トた存在となつてい
 ン'アントニウス・ボルックへハ村など
 へミヶ村、ハンス・ゴリンスキーハミヶ村
 五ヶ村、クリストフ・カルクシヌイン
 ードリックヒ・フョーン・テア・エルスニツクハ
 のはフイック家の一例であるが、その他フリ
 して認められることが解るだろ。今のべた
 たる所領片が一手に集中してゆく傾向と並行
 おける分割売買の増加が同時に云々地域にわ

る。ここでも十え世紀後半における田
 込みの進行は顕著なものがある。
 ところで以上八ヶ所の集落のうち、十四世
 紀のハンドフエステにおいて複数領主の存在
 が確認されるものは一ヶ所も無い。そればか
 りではなく、ここにはラントスヘルのチンス
 ドルフも含まれてゐる。しかもこれらの集落
 におけるフイック家所領はすべて十五世紀後
 半以後に成立したと推定されるから、集落に

の時代にはまだグーツヘル
 の手が及んで
 買その他の手段で遂行
 されたのだが、こ
 ろろ。勿論以上のよう
 な所領の集積は、
 へルシヤフトの形成期
 と見做してよいだ
 この時代へ十五世紀
 後半を一急グーツ
 を集計すればかなりの
 量になる。私達は
 直營地のフーフ²数は
 少ないが、全集落
 確かに十八世紀初頭
 に至るまで、個々の
 諸条件はこの頃には
 出来上っている。
 だろう。グーツヘル
 シヤフトの本質的な

後には彼等がラントリ
 ヒター、アムトハウ
 プト、マニとして何ら
 かの形で公権を把握
 している。⑦
 こともそのことを明
 らかにしている。
 東ドイツにおいては
 植民時代の、緊密な
 まとまりをもつ一村
 一領主制の集落が、
 十五世紀の過程のう
 ちには分割され、共
 同体的秩序が分解し
 てゆく経過において、
 多くの集落にまたか
 った大所領をもつグ
 ーツヘルが成長して
 くる、と言つてよい

いなり集落もかなりある。自由民村落が
それであるが。この奥にっいては後で融
れりことにする。

これらのグーツへル達が何故ルター派を受
け入れよるようになったかを究明することは極
めて困難な課題で、私の力をはるかに越えて
いる。今私の手許にある史料だけからみると、
シエテントテは最初ルター派に好意を寄せたは
りなかつたらしい。何故なら、一五四一年に

Albrecht Finck, Christoph v. d. Ölsnitz, Christoph Finck auf Ha-
uentberg, Friedrich Finck v. Jacob Finck auf Seemen 等はルター

派に改宗した厚にラントシエテントテから激し
い圧迫を受けている。という文書が残されて
いるからである。貴族(グーツヘル)達のル
ター派への改宗は個別的に行なわれ、シエテ
ントテが一挙に改宗したのでないことはこれで
明らかである。従つてフイック家や個々の
家の改宗の原因を探ることには、それぞれの人
間がドイツ本国、特にザクセンとどのようにな

没収という現象である。グロース・グリッベ
 ンという集落でも同様の現象がみられ、アン
 ドレアス・フォン・ゲルスドルフが宗教改革
 の結果、当集落の四教会ハウスを所有して
 いる。この記録がある。^②
 国知の通り、エルベ周辺のテリトリウム
 にはおいては宗教改革の結果、修道院所領
 その他の没収によつて利を得たのはラン
 テスヘルプであったが、ここではグリーツヘ
 ル遠であった。

関係にあったか、という内題になつてしまふ。
 そのほかふんに個人の決断の領域である。こ
 こではその意味での改革の原因を問う必要は
 なり。ここで内題になるのは、むしろルター
 の教義が前に述べたグリーツヘルシャフトの道
 路地を中心とする大所領の封建的支配とど
 のような適合的な関係にあるのか、というこ
 とでなければならぬ。それを考へる際、特
 徴的なことは、すでに(Ⅳ)のライン村のところ
 で指摘した、教会所有地のグリーツヘルプによる

に代つて農民の權威の象徴になりつつあった。日常生活の小秩序は破壊され、生活の範圍はかゝこの集落の枠を越えてグーツヘルの木一ツを中心として管まゝることになった。勿論ルター派の教会は存続した。しかし新らしく作られた *Kinderspiel* の制度がグーツベルクの範圍と相覆うといふことはまさにこのことを物語つてゐる。② ここにおいて、精神と団体とをばつきり區別した筈の新しい教義における西者の微妙な絡み合いが明らかとなる。久ル

このことは教会を中心とする集落のかつての秩序が崩壊したことを意味してゐる。そしてその代りに出現したのがルター派の教会であるが、多くの場合牧師の任命は領主によるものであり、そのうえかゝこの教会所有フーフ²にグーツヘルの木一ツが作られることすらあった。興味深いことに、ある著者は十五世紀後半以降のこれらの集落で農民がグーツヘルのことを *Unser Vater* と呼んでゐると伝へてゐる。グーツヘルはかゝこの教会の司祭

政治は改造するにあたり、輔佐となる。そしてプロテスタンティズムはこうした専制政治になおその上に教会権力を渡すのであるから、この専制政治の権力手段を非常に強めることになる²³⁾。一言でいえば、プロテスタント的（特にルター的）家父長制はグーツヘルシャフトの家父長的性格に、更にはプロイセン流の啓蒙的・後見的専制政治に極めて適合的な支柱を与えていたのである。ところがこのような家父長的支配を貫徹する厚には、予二章

夕一派の自然法はがんらに保守的で、神の攝理を恭順に信頼し、自然の経過によつて生じた権力をまことにさういふ神によつて定められたものの、市民的正義の保護者たるべき天賦を授けられたもの、と見做した。……神はこれらの屋物の遠因である。それゆゑに、これは直接であれ、間接であれ、神によつて権力を与えられた勢力として絶対の従順をつくすべき義務がある。このような見解によつてルター派は身分的國家を領邦的専制

て述べたような集落の共同体的秩序が何らかの形で破られねばならぬ。すでに述べたように十五世紀後半以後集落が合割売買の對象とされようになつてから、かつての秩序は崩壊しかけていたが、十六世紀にはそれらの所領片が再び一年に集中するこゝによつて集落を越えたところで、即ちグーツヘルの通管地を中心とし、*Kirchspiel* を精神的基盤としつつヘルシカフトリツヒな新しい秩序が生まれつつあつた。そのような大きな波のなか

にあつて、十六世紀の集落はどのような形のものであつたか、言いかえればグーツヘルに由来する田舎の進行はどの程度進捗したのか、そしてそれに対して農民はどのような態度を示したのか、……こうした疑問を最後に見なければならぬ。

十五世紀後半以後のオステロイテ農民層を把握することは難しい作業になる。ここでは

からである。従つて十八世紀のドルフを又ま
く分類すれば、(i)はじめから存在していたド
ルフヘラントレスヘルドルフも私領主のそれ
も含む)と、(ii)グーイトから作られたケルマ
村落とにしろ。更にそのうに、(iii)本来の
グーイトが別の形に變形したものが加わつて
十八世紀の農村集落は複雑なタイプを示すこ
とになる。ここではまず、(i)ドルフ、特にア
ムトドルフに一般を与えておこう。

(ii) アムトドルフ。アムトドルフとは十五世

植民というものを自体として解明に便利の特
殊事情に原住民の存在という問題が加わつて
西ヨーロッパ史の諸概念の通用を許さないも
のがあるからである。このような困難を承知
のうえで敢て分類を試みよう。十八世紀の文
書で *Guest, dwark* として出てくるものは必ずし
も十四世紀のグーイト・ドルフと対応するわけ
ではない。グーイトから後になつて生まれたド
ルフの場合、初発から存在していったドルフと
はかなり違つた構造を持つてゐるものがある

紀述はコムトカール・十世紀にはアムトハ
 ウプトマンに直屬してゐるものの意味して
 るが、一四三七年の租税台帳では二八ヶ所
 内地図で確認出来るもの九ヶ所⁽²⁴⁾となつて
 いる。アムトドルフの住民 *Quetsbawem* の負担は
 ハンドフエステに記されてゐるようには主と
 して貢租、*Pfluggelreide*, *Scharwink* から成る。貢
 租は通常一フーフエダリーマルクと鶏二羽で
 あつたが、一五五〇年には一・五マルクに増
 額されてゐる。ゾルダウ地方の住民がそれ
 に

抗議したときはその代りに週一日の賦役を
 課せられたといふ。⁽²⁵⁾ 賦役 *Scharwink* に
 フーフエステに記載がないことが多⁽²⁶⁾いので、
 十四世紀にはなかった⁽²⁷⁾ と言へるが、十世
 紀になるとかえつてそのために恣意的に課せ
 られるといふ結果を招いた。⁽²⁸⁾ この裏が十世
 紀にはフーフエステと領主との最大の論点であ
 つた。週一日といふ賦役も一般的なものでは
 ない。あつては一五四〇年に貴族領となつたへ
 ーゼリヒト村では不定量の賦役が課されてい

ることが出来る。一集落平均百マルク、なか
 に、千マルクにもなる被害があったという
 ことは集落の規模の大きさを物語り、ものと言
 えよう。このころのグロートが十五世紀後半に
 全体又は部分的に売買の対象とされたことは
 すでに述べた通りであるが、その結果十六世
 紀の後半になると、このころのグロートがほゞ
 集落形態のうえではミフのタイプを示すよ
 うになる。

(A) 純粋な直轄地

Vermorel ③

これはドルフとし

(ii) と (iii) グロートの変型。第二章で私はオステ
 ローデに於ける集落をグロートとドルフに分け、
 前者は十四世紀におりてはアインツルジ
 ドルング教の所を包括する弛い地縁的なま
 まりをもつグルントヘルシヤフトであると述
 べた。十四世紀末から十五世紀にかけてこれ
 らのグロートの内部も緊密化してゆき、あるも
 のは前節で述べたケルマ一村落と呼べるよう
 なるものに成長していった。このことは一四一
 〇年の対ポロンド戦の被害台帳から窺ひ知

没收された Verwerk が作られた。このときは自由民一名しかいない。一五七九年の記録ではゲルトナリエ名、牧人一名、羊飼一名が判明してゐる。ところでザウデンかう約五キロ離れたところにあるメルケン村、ケーニヒスグート、ミスペルゼー、ギルゲナウ等四個村の農民五名が当農場で賦税を行なつてゐる。一五八二年の記録一四三七年の租税台帳によればこれらの四ヶ村はすべてアクトドルフであり、一五七九年の記録では村内には Ver-

この体裁をもたず、集落内にはゲルトナリエの居住者しか判明してゐない農場 Verwerk から主としてなり立ててゐるものである。稀に自由民がゐる場合もあるが、その数は極めて少ない。このよ様な Verwerk としてあげられてゐるものは Sanden, Gronkly, Marden の三ヶ所である。③ 加、まずザウデンからみよう。この Verwerk は十四世紀末に建設されたニユフエのグートだが、一五四〇年にはホーヘンシュタインの司祭の持分四フーフエ（教団フーフエ）が

の農場へ *Scharwenke* を行なつてゐる村は *Bengpui-*
 農民二八名が八週向勞役を行なつてゐる。こ
 ミフーフの耕地をもち、この頃他の集落の
 小たランドネスへの農場で、一五、一四、一
Vorwerk Gärlich の場合、これは十、一、二世紀に作ら
 屋を營んでゐたこと、は明らかである。次に
 記述から、ハウプトマンが海外向け市場生
 産にたかり、なけいばなうなかつたといふ。この
 ハウプトマンの手に穀物をエルビング港へ運
 んだり、なけいばなうなかつたといふ。この
 小なかつた。そのうへ城へ木材を運んだり、
 ハウプトマンの手に穀物をエルビング港へ運
 んだり、なけいばなうなかつたといふ。この
 記述から、ハウプトマンが海外向け市場生
 産を營んでゐたこと、は明らかである。次に
Vorwerk Gärlich の場合、これは十、一、二世紀に作ら
 小たランドネスへの農場で、一五、一四、一
 ミフーフの耕地をもち、この頃他の集落の
 農民二八名が八週向勞役を行なつてゐる。こ
 の農場へ *Scharwenke* を行なつてゐる村は *Bengpui-*

論別をもちたない *Scharwenke* となつてゐる。句
 論別の機会に述べたように、これらの村の十
 四世紀のハンドフエステには *Scharwenke* の記載
 はなく、あつても年四日程度のものであつた
 から、賦役の増大に對して農民は黙り通して
 抗議してゐる。一五、一四、一三、一二年にギルゲナウ村の
 農民がヘルツォークに對し、ハウプトマンに
 よる賦役の増大を訴へてゐるが、それによる
 と彼等は *Peter Paul* から *Michaelis* までザウテンの
Vorwerk で *Scharwenke* を行なひ、雨期にも家へ歸

紀以降ランデスヘルの所領となつてゐるものであつて Rönckhen と Thuring の農民がここで賦役を行なつてゐる。

以上のA型に共通してゐることは、これからランデスヘル農場であつて農民保有地は一般に認められず、主としてゲルトナーやアムトドルフ(通營地を含まない集落)の農民の賦役を使用し、市場生産を行なつてゐる点である。このA型の Vornwerk と Scharwenke とは、前者においては通營地が集落のすべてを構成

edge (ハム) Buchwald, Rönckhen (セム) Kopp の四ヶ村で、前三者はアムトドルフ最後のラップ村は、村の半分がアムトドルフである。グロフワルデ村にランデスヘルの三七フーフの通營地がある他、他の村には通營地は見られぬ。いづれも Scharwenke である。最後は Vornwerk Mühlen には一エの七年に二五フーフエ・ハモルゲン・一エエ五年に二七フーフエあつたこと以外詳しいことは解らぬ。この農場も十四世紀初頭に建設され、十五世

してリ子のに封し、後者においては集落内に
 直營地をもたないという実で、集落形態上西
 極に位置してゐる。しかし十四世紀のグート
 のなかには、集落内に領主の直營地が出来る
 のを許さず、自ら村としての体裁を強めてい
 ったケルマール村落がある。
 (B) ケルマール村落(自由民村落) 十四世紀に
 成立したグートは、あてに述べたように主と
 して軍事奉仕を目的としてかなり広範な自由
 を与えられた集落であつた。クルム法の第一

七章、一八章、二一章⁽²⁵⁾にグート住民の義務の
 記載があるが、軍役以外はさう重いものでは
 ない。そしてここの項目は *Gutshandpflicht* に記
 されており、軍役が不要になつたかなり後ま
 でも有効だつたのである。例えはマクラウテ
 ン村では十世紀末においても、負担は *1/3d.*
Waisen, 1/3d. Korn, 2 Pfund Wachs, 2 Dienst (gaben zeit alters)
 となつてゐる。ところでここのグートの住
 民は十世紀の文書では自由民 *Freien* と記され
 てゐる場合が多い。もとよりグートの数はド

ン (グーツヘン) と争つてゐるといふ記録が
 由民が *Knechte* の呼び寄せにまつてハウプトマ
 ンス村の一五七五年の文書には、この村の自
 勞力かを使用していたに違ひないが、ラウテ
 族勞力だけで耕せる筈がない。何らかの他の
 ことである。このような広い土地を自由民が家
 えることすらあり、平均すれば三々四四フ一フ
 一 (一) 他に農民二名、ゲルトナ一ニ名とな
 っている。その他多数の自由民村落に於いて、
 自由民一名の保有フ一フ²が八フ一フ²を越
 えることすらあり、平均すれば三々四四フ一フ
 ことである。このような広い土地を自由民が家
 族勞力だけで耕せる筈がない。何らかの他の
 勞力かを使用していたに違ひないが、ラウテ
 ンス村の一五七五年の文書には、この村の自
 由民が *Knechte* の呼び寄せにまつてハウプトマ
 ン (グーツヘン) と争つてゐるといふ記録が

ルフに比べれば圧倒的に多く、そのうえ十
 世紀初頭においてもこの頃の自由民村落はア
 ムトドルフとはかなり違つてゐた。まづ一般
 的に言えることは村民数が少なく、一〇名前
 後の論程管数) で三圃農法は行なわれず、
 各自由民の保有フ一フ²数が多しことである。
 ナドラウ村では一五四〇年に自由民一〇名、
 ゲルトナ一三名が居るが、一五七九年の記録
 によれば全体で一三名あり (五・五 × 二、三
 ・五 × 一、三・二五 × 一、三 × 三、二 × 三、
 三)

に收めていゝるものがある。(Ueber ihre Leute) 事実、
 ナドラウウの自由民とハウプトマンとの間では
 地の處分権をめぐつて争ひが起つた際、一五
 八二年に自由民は実力を行使して村に権根を
 作り、ハウプトマンの代理人を逐ひ逐した、
 という^③ところ、十五世紀後半から十六世紀
 にかけてオステリッテ各地に大所領を集合し
 つつあつた私領主達(就中私領主化したつたあ
 ったハウプトマンやラントリヒター)が所領
 の拡大、勞働力の調達、厚にまづ狙つたのが

あり。当村の自由民は *Knechte* を多数呼び寄せ
 る厚に、無制限の惣獲を彼等に許可してゐる、
 とハウプトマンが訴えていゝるのである^④。勿論
 十六世紀のハウプトマンの大多数が自己の領
 地をもつ領主(グーツヘル)であつたから^⑤、
 自由民村落はそのようなグーツヘルと争うだ
 けの力を備えていた、と見る事が出来よう。
 このことは法的にも裏づけられており、自由
 民村落のうちには、*タウレンゼー*、*グイルケン*、
 ナドラウウのようには高級裁判権をも自己の手中

あつて、ここでは抵抗の力ははるかに弱い。
 にグーツヘルの直管地が出来つつあるもので
 それに反して圧倒的多数の型が集落内にすで
 落はオステには、テ全感で三九ヶ所散えらる。
 集落である奥は注目し得る。このような集
 なく集落内にグーツヘルの *Verwerk* をもたない
 ツヘルと抵抗出来るような自由民村落は例外
 デの強さが推測出来る。このようにしてグー
 トマン側のものがあることからも、ゲマイン
 ンの強さ。しかも抗議文書が主としてハウプ
 ツヘルと抵抗出来るような自由民村落は例外
 なく集落内にグーツヘルの *Verwerk* をもたない
 集落である奥は注目し得る。このような集
 落はオステには、テ全感で三九ヶ所散えらる。
 それに反して圧倒的多数の型が集落内にすで
 にグーツヘルの直管地が出来つつあるもので
 あつて、ここでは抵抗の力ははるかに弱い。

かつこのグーイトから生まれたこの自由民
 村落であった。この頃になると自由民という
 名称と並んで *Scharwerkfreie* という名称が使わ
 れるようになる。これは貢納を収めず、専ら
 賦役を出す自由民という意味であるが、自由
 民はこの頃から生じつつあった領主の木
 口での *Scharwerk* を強制され始めた。しか
 し元来ハンドフーステに規定のない賦役の強
 制に対してゲマインデの抵抗は予想外に強く、
 この奥をめぐり抗議が十七世紀に入るとも続

(C) 直營地を含む集落。この型の場合、全集
 落保有フーフの二割程度が *Vormerk* となつて
 おり、その他には自由民が各ニフーフ又はは
 そ小以上を保有してゐる。例えばシムンク
 フルテ村は十四世紀に建設されたアムトドル
 フであり、十五世紀初頭にエスチンスフーフ
 エという記録があるが、一四八二年にグレゴ
 ール・ブロシエヴイツがマグデブルグ法で
 高級裁判権と共にこの村を手に入れた。一五
 七七年の記録によると直營地ニヶ所（八、一、

エフーフの農民一五名が各ニフーフニ
 一フーフの二「慶乗」村長「ニフーフ」となつ
 ており、十五世紀にはなかつた直營地が十
 世紀には村内に出来てゐることが解る。こ
 うして集落のあり方は変つてゐた。このよ
 うな直營地のある集落には例外なくゲルトナ
 の存在が確認出来るから、彼等が直營地にお
 ける主たる労働力であつたことは解るが、同
 時に作成された記録で、ヘル誰々の直營地一
 〇フーフとあるなかには、時たまヘル誰々の

以上三型のうち(A)(C)の場合には集落のあり
 方その小自体が十五・六世紀の間に変わり、領主
 直營地が生まれ、集落形態が変りなかつた(B)
 やアムトルフの場合にも、十四世紀のハン
 ドフ・ステにはなかつた *Scharwenke* が課せれる
 ことになつて、集落を単位とした農民の生活
 は全く変貌した。十四世紀に相対的な自由を
 許してゐた諸条件が崩壊し、教会を中心とす
 る村の日常生活がそれ自体から宗教改革の進行
 と共に破壊さへつた。農民はそのころ迄

直營地に農民五名が各ニフーフを持つ、と
 いう叙述がみられる。このあとの場合は定地
 賦役か、直營地が嚴密の意味での年作りでな
 かつたかのどちらかである。この(C)型にお
 いて、直營地の所有者を各々の集落にフいつ
 確定することはほとんど不可能だが、前に述
 べたフインク・エルスニフツなどはこのよう
 な集落群を集合し、所領を拡大してつた
 のである。十六世紀後半にこのタイプの集落
 はオステル・ブ全体で五ヶ所散えられる。

段階に達した。

ヨハン・ゴットフリート・ヘルダーはプロ
 イセンにおけるルター派浸透のあまりの速さ
 に驚嘆して、あなたも1212の信仰に於ける
 が如くに新しい信仰を受け入れたと述べた
 が、ヘルダーの意図は別にしても、この言葉
 はプロイセン農民層における宗教改革受容の
 一面を物語ってはいる。プロイセンの農民が
 ルターの教義を学んで改宗した、というよう

十四世紀の自由を保証していったハンドフ
 エステをも実質的には失なひかけていたので
 ある。ザムラントではヘルシヤフト側が政策
 的ハンドフエステを破棄したといふ。④ *Wiss*
und rechtlos. 中世の農民生活の支柱であつた
 教会と法は変貌し、新しいものがそれによつ
 て代りつつあつた。ルタートウムとグリーツヘ
 ルのホーフを中心とする法の形成がそれによ
 りある。ここで私は本論文の最後の課題である
 農民層へのルター派の浸透について語るべき

ち上った。一五二五年九月三日の真夜中に
 一ニヒスベルグ近郊のガムラント・ナタン
 ン・シャーン所て最高時七、八千人に
 のぼる農民が過度の賦役徴集に抗して反領主
 運動に合流した。いわゆるプロイセ
 ンの農民一揆に因しては別の機会に論じたこ
 とがあるの^④で、ここでは運動のすべてを扱
 う

なことはもとより考えられな^⑤。彼等の信仰
 はもつと *Handgreiflich* (Tangible) なものであ
 抽象的なものではなかつた。彼等がルター派
 に改宗したの^⑥は領主が改宗したからなのであ
 った。 *civis regio, eivis religio* 近代的な意味での個
 人宗教はまだ農民の向に浸透してはいなかつ
 た。その意味では彼等に主体性はなかつた。
 二える。しかしその農民が主体的に立ち上ら
 なければならぬような事態が十五世紀初頭
 に起つていった。それは彼等の存在そのものを

てその自由とはハンドフエステには象徴されて
 いるものでありからハンドフエステを守る
 ことが主たる目標になった。しかもそのハン
 ドフエステの内容を実質的に保証していたの
 が、かつての騎士修通会の中世的貴族の存在
 を許さないう強かな支配であった。だから、
 等自由民の要求は当然古い修通会時代の再現
 を望む声となった。そしてその修通会を代表
 して、子と農民が考えたのがアルプレヒト
 ・スフォン・ブランテンブルグ・アンスタット

ことはせず、農民の意図にフリーでだけ融れて
 おくことにあり。特に注意しなくてはならな
 しいのは、一揆の主力がプロイセン自由民であ
 ったことである。すでに述べたように自由民
 は修通会時代にはその強かな支配の下で相対
 的な自由を享受して、だが、その集落のまと
 まりがドイツ村と比較して弛かつたことも原
 因として、十五・六世紀にグーツヘルンの集落の
 矢面では立った。彼等はこの時代にかつての
 自由とを失ないかけたのである。そして

なのである。農民を直接に収奪して来たのは
 新たに抬頭した農村貴族であつたから、彼等
 はヘルツォークと直接に結びつくことによつ
 て中世的貴族を打破し、旧秩序を回復しよう
 としていた。西南ドイツから一揆の噂が広ま
 り、ゲーンニヒスベルクのゲマインデからも連
 絡を受けて、都市からの流れ者がまず一揆の
 計画を立てて自由民に共闘を申し込んだ。
 かし自由民はまずヘルツォークの意向を文に
 した。そこで流れ者達はヘルツォークの印
 刷

を後述して自由民を引き入れたのである。
 かし一揆の全経過を通じて農民の要求は極め
 て明確であつた。全運動の目標は中世勢力と
 しての新興貴族の完全な除去に向けられ、
 ヘルツォークに對しては深い信頼を寄せた
 のである。

*Wir wollen und teghen allein Gott und unsem
 gnedigsten Herr Herzog von Preußen zum Herren, nunt sein Christheit!*

貴族を除去した暁にはヘルツォークに對し、
 古ハハンドフエステによる貢納を行なう旨誓
 つていた。だから九月八日にゲーンニヒスベル

評しをえわねばならなかつた。ヘルツォーク
 への農民の信頼は全く裏切られたのである。
 プロイセン農民一揆の失敗は、まず何よりも
 農民がヘルツォークを信頼した裏にある。た
 いえる。この頃の修通会は、かつての中小農
 民を支柱とし中尙的貴族の存在を排除して
 た。教権的支配ではなかつた。ヘルツォーク
 の正当性すらシユンテによつて承認され
 なければならぬものであつた。修通会の
 官僚でありコムトールは在地化し、修通会

ク希長の調停で、折からシユレゾエソへ旅行
 中のヘルツォークの帰国をまつてその裁決に
 服するよう提案されると、農民達はそれに従
 ひ、何の暴力行厚を起すこともなく *Nun bitten*
was den heiligen Geist を為らかに唱ひながら家に
 帰つた。このことによつて農民はかけがえの
 なり時と機会を失つた。一才、貴族は時を稼
 び、一〇月三日の農民とヘルツォークとの
 会見では一才的武力行厚によつて農民は全
 く話し合ひの余地もなく打ち破られ、踏
 びつて

は最大のゲーツヘルでありにすぎなかつた。
 ヘルツォークは名目上の存在となり、ラント
 の行政は実質的には貴族で構成された。*Dominate*
 に独占されていた。しかし農民層がこの修道
 会支配の変復を洞察していったと推定出来る
 根拠は何もなし。自由民は現状をラシヨナル
 に把握することが出来ず、遠い過去の歴史と
 リウヴエールを通してしか現実を見ていなか
 ったといえよう。そして現実へこの場合には
 支配者の現状を見ようとする場合には、個

人の人格と切り離して支配層というものの論
 理を客観的に把握することが出来なかつた。だ
 からアルブレヒトに對し、私達からみれば不
 可解な信頼が生まれたのである。このことは
 今一ニヒスベルクのゲマインデからの援助が
 早期に途絶えたことと並んで、一揆を失敗さ
 せた最大の原因と考えられる。西南ドイツの
 農民が旧約聖書をより知にして神の法の厚に
 戦ったようにプロイセンでも古くは法の厚の
 闘と神の法の厚の闘とが混合して新教の受容

私は現在の東ドイツの問題に就いておりながら、一九四五年以後の社会体制の改革（土地改革）によつてユニカー経営を廢棄し、社会主義建設への道を歩みつづけられていゝ東ドイツ国民にとつて、ルター主義の教義がもつ歴史的な意味はこれでおのずから明らかになるう。

(1) Heimpel, Hermann; *Kulturs weltgeschichtliche Bedeutung.*

in: *Der Mensch in seiner Gegenwart* S. 136.

(2) Heimpel, Das Wesen des deutschen Spätmittelalters. S. 135.

(3) Heimpel, Das Wesen ... S. 134.

(4) アルポルトに因しては Hubatsch, Walter.

Altnecht von Brandenburg - Ansbach. *Deutscherorden - Hochmeister und Herzog in Preußen. 1490 - 1568.* (Stuttgart zur Geschichte Preußens. Bd 8) Heidelberg 1690. 本書の内容については一稿論義を四巻を予一巻を見よ。

Peter Gerrit Thielen: *Die Kultur am Hofe Herzog Albrechts*

von Preußen. (1525-1568) Göttingen Bauverlag zur Geschichte.

wissenschaft 12 Göttingen 1953. Hubatsch, Walter, hg.

v. Europäische Briefe im Reformationszeitalter. Wüzburg

1948. Forstrenten, Kurt. Vom Ordensstaat zum Fürstentum.
Rechtliche und politische Wandlungen im Deutschordensstaate
Preußen unter dem Hochmeisteren Friedrick und Albrecht (1498
-1525). Kitzingen 1951.

(5) Harbath, Albrecht. Bauernleitung - Ausdruck. S. 119

(6) Forstrenten. a. a. O., S. 6.

(7) 一五二五年。プロイセンの農民一揆。一
橋論叢書四七巻。P. 215. Weier, Erich.

Der Bauernaufstand in Preußen. Ebing. 1935. Carsten,
F. L. Der Bauernkrieg Osteuropas. (International Review

for social history. Leiden (1935) p. 409. Franq, A. Der
Deutsche Bauernkrieg 1958. S. 296. Engel, F. Im Geschichte
des preussischen Bauern. Berlin. 1953. S. 569. Harbath. a. a. O.,
S. 149-147.

(8) Maybaum, Heinz. Die Entstehung des Gutswirtschaft im
nordwestlichen Neckelung. Stuttgart 1926.

(9) Balow, Georg. von. : Der Gutten und der Westen Deutschlands.
Der Ursprung der Gutswirtschaft. (Territorium und Staat. 1900
1. Aufl.) dsm. Die Ursachen der Reformation. München 1917. S. 149.

(10) Carsten, F. L. : The Origins of Prussia. Oxford 1955.

- (11) Hartmann, Ernst. Der Kreis Osterode. N° 108. S. 395.
- (12) Hartmann. N° 30. SS 108-111
- (13) Hartmann. N° 174. SS 580-582
- (14) Hartmann. N° 105. SS 502-509
- (15) Hartmann. N° 166. SS 553-562.
- (16) Hartmann. N° 162. SS 505-508.
- (17) Hartmann. N° 134. SS 479-482
- (18) Hartmann. N° 59. SS 188-193.
- (19) 十五・世紀の社会・経済的変動は領土層の淘汰の過程であると同時に、農民の

淘汰の過程である。

(20) Hartmann. N° 144. S. 501.

(21) Hartmann. N° 48. SS 171-176

(22) Kirchspiel 12 11 2 15 Hartmann. N° 295. S. 295. 309.

368. 396. 417. 33 34 35 36 Zum Kirchspiel gehören die

Orte. Seewalde, Mühlen, Schönan, Kanten, Fanden, Thy-

man, Das Juno Pat. hat Bartel Finke-Seewalde.

(23) Tractat, Ernst: Die Bedeutung des Protestantismus für

die Entstehung des modernen Welt. H. 2. 1906. 邦訳 七二

ders. Religion, Wirtschaft und Gesellschaft. ders.

Autoren, den Protestantismus und die moderne Welt. ~~der~~
in: Aufsätze zur Wirtschaftsgeschichte und Religionsgeschichte.

Tübingen 1925.

(24) Thülen, P.G. Das Große Jüterbuch des deutschen Ritter-
ordens. Monberg. 1958 (GZB) №22-242. SS 95-95

(25) Graue, Fritz. Die Geschichte des Amtes und der Stadt Södem.
Monberg 1958. S.89.

(26) ×ルンケン村は例外的な存在である。「ハ
ンドリフエステ」に「その一考察」十四世
紀東ドイツ農村の法と一橋論叢予四八巻

予四八巻七一頁を参照

(27) Graue, a.o.O., S.83. Carsten. op.cit. p.69.

(28) ヒルシュベルク村の例。ハンドリフエステ
を大早で焼失した厚に Schanzwerk を課せられ

た。 Hartmann. N°57. S.208.

(29) Hartmann. N°55. S.196.

(30) Graue. a.o.O., S.85.

(31) Vermerk とは Ver + Werk 言いかえればあらゆる
ドルフゲリヒト・シエフクトゲリヒト

から除外した右独自の直營地の謂である。

(32) その他に 11 月 15 日 1875 年 12 月 1 日 から
作られた *Röschken* と 1891 年 12 月 1 日 から

Tapekran 1895 年 H.H. Wächter. *Ordnungsrichte Do-*

manen von 1876 im 16. und 17. Jahrhundert. *Wingung* 1958. S. 23.

(33) ハン ト フ ズ ス テ 12 フ 11 2 の 一 二 三 四

(34) 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

12 二 八 フ 1 フ 2 . エ 五 ル ゲ ン . Wächter. a.

a. D., S. 23.

(35) *Statimus* aiquidem ut quicumque xl manus vel amplius
a domo nostra emerit, is cum plenis armis et delectatis

*opere et armis talibus competentis et alii electis ad minus
equitatis.*

--- Item statimus, ut quilibet homo hereditatem a domo
nostra habens partibus nostris robust erit et unum numerum

Coloniensem vel pro eo, quinde *Colonienses* et portus abarum

marcarum esse in recognitionem domini et in agrum, quod
eodem terra sua habet a domo nostra et nostris abest in omni-

dictis eutres.

--- *Voluntus* autem, ut de terra predictarum circum ole

quidit arato *Theutonici* uno melius *Titit* et unum

Die westpreussischen Stämme im letzten Jahrhundert vor dem
 Regierungsantritt des Großen Kurfürsten. (Göttinger Bau-
 steine zur Geschichtskunde, 29). Göttingen 1958. S. 15.
 Meier. a.a.O., S. 50. Franz. a.a.O., S. 298. Carsten. a.a.O.,
 S. 90/.

(一 九 二 一 一 二 一 九)